3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

匿名組合契約:	計 給付補てん金等 等に基づく利益の 保険等の差益	£	8, 816, 412, 997, 7, 078, 4, 314, 105,	398 760 325	1, 322, 521 61, 949, 610 1, 061, 814 689, 294 19, 078	3, 440 12, 242, 642 - 121 -	148, 036 375, 894, 393 524, 136	8, 968, 282 801, 134, 433 7, 602, 896 4, 314, 446 105, 988	1, 061, 814 689, 294
匿名組合契約	計 給付補てん金等 等に基づく利益の	<u> </u>	412, 997, 7, 078,	398 760	61, 949, 610 1, 061, 814	12, 242, 642	375, 894, 393	801, 134, 433 7, 602, 896	61, 949, 610 1, 061, 814
定期積金の	計		412, 997,	398	61, 949, 610		375, 894, 393	801, 134, 433	61, 949, 610
小	武の収益の方能寺	=	8, 816,	806	1, 322, 521	3, 440	148, 036	8, 968, 282	1, 322, 521
公社債投資信	11日光の八町笠								
合同運用信	託の収益の分配	1	4, 725,	753	708, 863	3, 389, 223	66, 582	8, 181, 558	708, 863
勤	務 先 預 金	È	9, 405,	333	1, 410, 800	19, 671	-	9, 425, 004	1, 410, 800
預貯金 銀行以	外の金融機関の預金	È	153, 159,	540	22, 973, 931	5, 873, 948	70, 245, 697	229, 279, 185	22, 973, 931
銀	行 預 金	È	211, 145,	800	31, 671, 870	2, 743, 247	18, 242, 241	232, 131, 288	31, 671, 870
社	債	f	13, 989,	973	2, 098, 496	82, 702	109, 638, 410	123, 711, 085	2, 098, 496
公	債	Ť	11, 754,	193	1, 763, 129	130, 411	177, 553, 427	189, 438, 031	1, 763, 129
<u> </u>		支	払 金	額 千円	源泉徴収税額	財形貯蓄非課税分支 払 金 額	その他非課税分 支 払 金 額 千円	支 払 金 額	源泉徴収税額
区	5. 分		課	税		医宝老丝 北細 税 .	税分	合	計

調査対象等: 平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区分	一般課税分		非 課 税 分	特例税率	函 用 分	合	計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	831, 210, 811	163, 282, 146	298, 091, 641	335, 436, 360	23, 485, 493	1, 464, 738, 812	186, 767, 639	
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定目的信託の収益の分配	2, 056	304	35, 377, 162	67, 940, 936	4, 743, 467	103, 320, 154	4, 743, 771	
源泉徵収選択口座内配当等	-	-	-	140, 056, 681	9, 703, 745	140, 056, 681	9, 703, 745	
計	831, 212, 867	163, 282, 450	333, 468, 803	543, 433, 977	37, 932, 705	1, 708, 115, 647	201, 215, 155	

調査対象等: 平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整 所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 111,617,348					7, 73	千円 0,512

調査対象等: 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	F /	官 公	广	そ 0	つ 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	3, 958, 077, 088	145, 271, 681	34, 452, 551, 327	1, 175, 773, 877	38, 410, 628, 415	1, 321, 045, 558
給与所得	日雇労働者の賃金	9, 242, 135	174, 848	215, 294, 728	3, 335, 420	224, 536, 863	3, 510, 268
	計	3, 967, 319, 223	145, 446, 529	34, 667, 846, 055	1, 179, 109, 297	38, 635, 165, 278	1, 324, 555, 826
退	職 所 得	503, 137, 041	6, 442, 508	1, 416, 963, 965	35, 617, 348	1, 920, 101, 006	42, 059, 856
災害減免法により徴収猶予したもの		_	_	_	168, 167	_	168, 167

調査対象等: 給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成22年2月から 平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 97, 354, 818	千円 11, 221, 398
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	329, 060, 774	40, 338, 952
法	診 療 報 酬	367, 720, 886	32, 187, 318
第 2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	198, 660, 497	14, 278, 305
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 関 又 は 料 金	25, 708, 025	2, 999, 563
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	60, 673, 293	3, 809, 245
	契 約 金 • 賞 金	6, 578, 711	554, 802
	小青十	1, 085, 757, 004	105, 389, 583
法 第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	1, 391, 496, 590	51, 953, 245
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	936, 403, 423	14, 914, 674
法 第 17	4条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)	2, 692	195
	āt	3, 413, 659, 709	172, 257, 697
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	_

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成22年2月から平成23年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (6) 非居住者等所得の課税状況

(6) 非居住者等所得の課税状況	1	
区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	1, 646, 783	232, 596
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	204, 179, 650	11, 587, 208
匿名組合契約に基づく利益の分配	216, 400	43, 280
給	19, 422, 286	2, 113, 988
退職手当等	3, 617, 731	525, 406
人 的 役 務 の 報 酬	119, 934	18, 133
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	100.011.000	5, 661, 669
著作権の使用料又はその譲渡による対価	5, 659, 027	573, 099
貸 付 金 の 利 子	3, 159, 362	423, 223
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	3, 698, 198	694, 587
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土地等の譲渡による対価	2, 625, 510	262, 551
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	19, 731, 592	1, 872, 362
生命保険契約等に基づく年金	88, 422	8, 707
賞金	3, 105	550
合 計	317, 179, 836	24, 017, 358

調査対象等: 平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。